

## 重要事項説明書 (居宅介護支援)

社会福祉法人 東益津福祉会(以下「事業者」という。)が運営する高麓居宅介護支援事業所(以下「事業所」という。)があなたに提供するサービスの重要事項について次のとおり説明します。

### 1 事業者の概要

事業者の名称	社会福祉法人 東益津福祉会
事業者の所在地	焼津市坂本 385 番地の 1
電話番号	054-628-0070
代表者職	理事長
代表氏名	村松 幹子

### 2 事業所の概要

事業所の名称	高麓居宅介護支援事業所
事業所の所在地	焼津市坂本 385 番地の 1
電話番号	054-620-1256
介護保険事業所番号	2275100044
指定年月日	平成 11 年 8 月 1 日
交通の便	JR 焼津駅下車、静鉄バス朝比奈線坂本バス停 下車徒歩 2 分 東名焼津 I.C から 1.5km
通常の事業の実施地域	焼津市及び藤枝市の区域

### 3 職員の概要

(令和 6 年 4 月 1 日現在)

職種	業務内容	人数
管理者 主任介護支援専門員	事業所の運営及び業務全般の管理	1 人
介護支援専門員	居宅介護支援サービス等に関わる業務	3 人以上

### 4 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～金曜日。ただし、国民の祝日(国民の休日含む。)及び、年末年始(12月30日～1月3日)を除く。
営業時間	午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分。ただし、電話等による連絡には 24 時間応じ常時相談に対応します。 営業時間外連絡先 携帯電話 080 - 3147 - 4995

5 居宅介護支援の概要

(1) 事業の目的と運営方針

事業の目的	要介護状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、適切な指定居宅介護支援を提供する事を目的とします。
運営方針	<p>①事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要介護状態の軽減や悪化の防止のため、適切なサービスの提供に努めます。</p> <p>②事業者は感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する居宅介護支援の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、研修及び訓練を定期的実施する等必要な措置を講じます。</p> <p>③事業者は、虐待発生又はその再発を防止するため、委員会の設置、指針の整備及び研修の実施等必要な措置を講じます。</p> <p>④事業者は、事業所及び居宅において感染症の発生、又はまん延をしないように、委員会の設置、指針の整備、及び研修の実施等必要な措置を講じます。</p> <p>⑤事業者は、サービス提供にあたり、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束にあたる行為を行いません。</p>

(2) 居宅介護支援の内容

項目	内容、方法等
要介護認定等の申請代行	あなたとあなたの家族の同意を得て申請代行等必要な援助を行います。
居宅サービス計画の作成	あなたの心身の状況、置かれている環境、あなた及びあなたの家族の希望等を考えて居宅サービス計画を作成します。
居宅サービス計画作成後の管理（居宅サービス計画の変更等）	居宅サービス計画実施状況の把握及びこれに基づく給付管理票の提出を行うと共に必要に応じて居宅サービス計画の変更その他の便宜の提供を行います。
サービス事業者等との連絡調整	居宅サービス計画に基づく居宅サービス等の提供が確保されるようサービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。
介護保険施設への紹介	居宅で日常生活を営むことが困難となった場合、又は介護保険施設への入所等を希望する場合は介護保険施設への紹介等の便宜の提供を行います。

(3) 居宅介護支援の利用にあたって

事業者が居宅介護支援の提供が困難な場合は、他の事業所等の情報提供等の便宜を図ります。また、担当の介護支援専門員の変更を希望する場合は申し出てください。

(4) 居宅サービス計画作成においてあなたやあなたの家族は、居宅サービス計画に位置付ける居宅サービス事業所について複数の事業所の紹介を求めることができ、また当該事業所を居宅サービス計画に位置付けた理由の説明を求めることが出来ます。

(5) あなたが入院したときには、あなたやあなたの家族から担当介護支援専門員の氏名や連絡先等を入院先医療機関にお伝えください。担当介護支援専門員の連絡先等を介護保険被保険者証や健康保険被保険者証、お薬手帳等と合わせて保管してください。

(6) 他機関との各種会議等

①利用者等が参加せず、医療・介護の関係者のみで実施するものについて、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を参考にして、テレビ電話等を活用して実施をする場合があります。

②上記に加えて、利用者等が参加して実施するものについて、利用者等の同意を得た上で、テレビ電話等を活用して実施をする場合があります。

(7) ハラスメント等

利用者及び代理人並びに利用者家族等が事業者や事業所の職員に対して禁止行為を繰り返す等、契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合、事業者は文書で契約の解約を通知することにより、即座にサービスを終了することができます。

\*サービス利用にあたっての禁止行為

ア 事業所の職員に対して行う暴言・暴力・いやがらせ、誹謗中傷などの迷惑行為

イ セクシャルハラスメント、カスタマーハラスメントなどの行為

ウ サービス利用中に利用者本人以外の写真や動画の撮影、また録音などをインターネットなどに掲載すること。

(8) 感染症の予防、発生時の対応

事業者は、感染症が発生し、又はまん延しないように、委員会の設置、指針の整備、業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施等必要な措置を講じます。

(9) 非常災害対策

事業者は、非常災害に関する具体的な防災計画を立てておくとともに、定期的に必要な訓練を実施し、業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施等必要な措置を講じます。

(10) 身体拘束の適正化

利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束、行動を制限する行為を行いません。また、委員会の設置、指針の整備、職員の知識の向上を図る定期的な研修の実施等の必要な措置を講じます。

(11) 虐待防止

利用者の人権の擁護、虐待防止等のため担当者を定め、委員会の開催及び委員会の内容の職員への周知、指針の整備、職員の知識の向上を図る定期的な研修の実施等の必要な措置を講じます。

## 6 利用料金

### (1) 介護保険適用部分

原則としてあなたには利用料を請求しません。介護保険制度から介護報酬として事業者に全額給付されるため、自己負担はありません。ただし、介護保険料の滞納がある場合は、料金をお支払いいただきます。その際は、指定居宅介護支援提供証明書を発行いたします。後日、市役所にて、払い戻しを受けることが出来ます。

利用料は下記の単位数に 10.21 円を乗じた金額となります。

**【居宅介護支援費（Ⅰ）基本単位数】**

要介護度区分 取扱件数区分	要介護度 1・2	要介護度 3・4・5
介護支援専門員 1 人に当たりの 取扱件数が 45 件未満の場合	居宅介護支援費（Ⅰ i 1） 1,086 単位	居宅介護支援費（Ⅰ i 2） 1,411 単位
介護支援専門員 1 人当たりの取 扱件数が 45 件以上 60 件未満の場 合	居宅介護支援費（Ⅰ ii 1） 544 単位	居宅介護支援費（Ⅰ ii 2） 704 単位

**【加算】** 以下の要件を満たす場合は基本単位数に加算されます。

○初回加算 300 単位/月

新規あるいは要介護状態区分が 2 区分以上変更された利用者に対し、居宅サービス計画を作成した場合

○入院時情報連携加算（Ⅰ） 250 単位/月

利用者が病院等に入院する際に介護支援専門員が当該病院等の職員に入院日（事業所の営業時間終了後又は、営業日以外の日に入院した場合は、入院日の翌日を含む。）に必要な情報提供を行った場合。

○入院時情報連携加算（Ⅱ） 200 単位/月

利用者が病院等に入院する際に介護支援専門員が当該病院等の職員に入院日の翌日又は翌々日（事業所の営業時間終了後に入院した場合で、入院日から起算して 3 日目が営業日でない場合は、その翌日を含む。）に必要な情報提供を行った場合。

○退院・退所加算 ※入院・入所期間中に 1 回を限度

病院や介護保険施設等からの退院・退所に当たって病院等職員と面談し、必要な情報の提供を受けた上で居宅サービス計画を作成し居宅サービス等の利用調整を行った場合

退院・退所加算（Ⅰ） イ 450 単位/回 情報提供をカンファレンス以外の方法により 1 回受ける。

ロ 600 単位/回 情報提供をカンファレンスにより 1 回受ける。

退院・退所加算（Ⅱ） イ 600 単位/回 情報提供をカンファレンス以外の方法により 2 回以上受ける。

ロ 750 単位/回 情報提供を 2 回受けており、内 1 回以上はカンファレンスによる。

退院・退所加算（Ⅲ） 900 単位/回 情報提供を 3 回以上受けており、内 1 回以上はカンファレンスによる。

○通院時情報連携加算 50 単位/月

利用者が医師の診察を受ける際に同席し、医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合

○緊急時等居宅カンファレンス加算 200 単位/回 ※1 月に 2 回を限度。

病院等の求めにより、当該病院等の職員と共に利用者の居宅を訪問しカンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行なった場合

- 特定事業所加算(Ⅰ) 519 単位/月  
常勤専従の主任介護支援専門員を2名以上、及び常勤専従の介護支援専門員を3名以上配置し、質の高いケアマネジメントを実施できる体制を整える等、一定の要件を全て満たした場合
- 特定事業所加算(Ⅱ) 421 単位/月  
常勤専従の主任介護支援専門員及び常勤専従の介護支援専門員3名以上配置し、質の高いケアマネジメントを実施できる体制を整える等、一定の要件の一部を満たした場合
- 特定事業所加算(Ⅲ) 323 単位/月  
常勤専従の主任介護支援専門員と常勤専従の介護支援専門員2名以上配置し、質の高いケアマネジメントを実施できる体制を整える等、一定の要件の一部を満たした場合
- 特定事業所加算(Ⅳ) 114 単位/月  
常勤専従の主任介護支援専門員と常勤専従の介護支援専門員1名以上配置し、かつ専従の介護支援専門員を常勤換算方法で1名以上配置し、質の高いケアマネジメントを実施できる体制を整える等、一定の要件の一部を満たした場合
- 特定事業所医療介護連携加算 125 単位/月  
①前々年度の3月から前年度の2月までの間に退院・退所加算(Ⅰ)・(Ⅱ)又は(Ⅲ)の算定に係る病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設若しくは介護保険施設との連携の回数の合計が35回以上②前々年度の3月から前年度2月までの間においてターミナルケアマネジメント加算を15回以上算定③特定事業所加算(Ⅰ)～(Ⅲ)のいずれかを算定した場合
- ターミナルケアマネジメント加算 400 単位/月  
① 在宅で死亡した利用者に対して、死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上、当該利用者又はその家族の同意を得て、居宅を訪問して利用者の心身の状況等を記録し、主治医及び居宅サービス計画に位置付けたサービス事業者へ情報提供②ターミナルケアマネジメントを受けることに同意した利用者について、24時間連絡できる体制を確保、かつ必要に応じて居宅介護支援を行うことができる体制を整備した場合
- 介護職員等処遇改善加算 合計単位数の2.1%/月  
厚生労働大臣が定める基準に適合している事業所として、事業所の所在地を所轄する保険者に届け出を行い、適切に介護職員等の処遇改善を実施した場合

(2) 交通費

サービスを提供する通常の事業の実施地域にお住まいの方	無 料
上記以外にお住まいの方	介護支援専門員があなたのお宅を訪問するための交通費実費が必要となります。(自動車を使用した場合、通常の事業の実施地域を超えた地点から片道1kmにつき20円)

- 7 事故発生時の対応方法  
サービス提供により事故が発生した場合には、家族、市町、関係医療機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じます。
- 8 福祉サービス第三者評価事業について

第三者評価の実施なし

9 居宅介護支援に対する苦情

事業所の居宅介護支援及び事業所が作成した居宅サービス計画に基づいて提供しているサービスについての苦情相談を承ります。サービスの内容に関する事、介護支援専門員に関する事、利用料金に関する事など、お気軽にご相談ください。

担 当 西河 弓美  
電 話 054-628-0070

この他、市町や国民健康保険団体連合会窓口で苦情を申し立てることができます。

焼津市	担当窓口	焼津市 健康福祉部 介護保険課 保険給付担当
	電話番号	054-626-1159
藤枝市	担当窓口	藤枝市 地域包括ケア推進課
	電話番号	054-643-3225
国民健康保険団体連合会	担当窓口	介護保険課 苦情相談窓口
	電話番号	054-253-5590

令和 年 月 日

居宅介護支援の提供にあたり、この説明書に基づいて重要事項を説明しました。

<事業所> 所在地 焼津市坂本 385 番地の 1  
名 称 高麓居宅介護支援事業所  
説明者 \_\_\_\_\_ 印

この説明書により、事業者から重要事項の説明を受け、居宅介護支援サービス提供開始に同意しました。

<利用者> 住 所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_ 印

<身元引受人（保証人）> 住 所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_ 印

<利用者代理人> 住 所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_ 印